

仙北地域振興局庁舎消防設備等保守点検業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名 仙北地域振興局庁舎消防設備等保守点検業務委託
- 2 履行場所 大仙市大曲上栄町13番62号 仙北地域振興局庁舎
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

II 業務範囲

1 消防設備等保守点検

(1) 業務対象設備仕様

別紙「仙北地域振興局庁舎消防設備等一覧」のとおり

(2) 委託業務に従事する者

受注者は、委託業務の実施にあたり、消防法（以下「法」という。）第17条の6の消防設備士等、必要な免状の交付を受けている者に業務を行わせなければならない。

(3) 委託業務の実施方法

ア 実施方法

受注者は、法及びその他関係法令、並びに平成16年5月31日付け消防庁告示第9号に従い、点検保守を実施するものとする。

なお、法等に基づき点検基準が定められている設備については、当該点検基準に従い、適正に点検すること。

イ 保守点検の報告書等

保守点検の報告書は、法等に定められている様式で作成して提出し、必要に応じて消防署に報告すること。

(4) 点検回数等

点検等は、次のとおり行うものとする。ただし、点検等の実施日の決定にあたっては、事前に発注者に協議し了承を得るものとする。

ア 機器点検及び総合点検（1回目） 9月

イ 機器点検（2回目） 3月

ウ 不具合その他発注者の求めに応じた緊急点検保守 随時

※ 受注者は、消防設備が故障した場合において、発注者から連絡を受けた場合には、夜間、休日を問わず直ちに障害の復旧に着手し、速やかに発注者に任意の様式により報告すること。

2 防火設備点検

(1) 内容

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4項の規定に基づく防火設備の点検及び報告

イ 本特記仕様書に記載のない事項については、建築保全業務委託共通仕様書による。

(2) 建築物の概要

名称 仙北地域振興局庁舎

構造等 RC造3階建て 延べ床面積 3,379.31 m²

(3) 防火設備及び数量

防火シャッター 3枚

防火扉 11枚（S:9枚、W:1枚）

(4) 点検方法

ア 平成28年国土交通省告示第723号に基づき実施すること。

イ 点検の結果、改善を要する項目については、対策案及び必要となる概算費用を報告すること。

(5) 点検者の資格

防火設備の点検作業は、建築基準法で定められた有資格者が行うこと。

(6) 報告書の作成

点検が終了した際には、点検施設毎に防火設備点検結果報告書を作成し、次のとおり提出すること。

ア 作成書類

(ア) 建築基準法及び関係法令で定められた様式により、定期検査報告書、各防火設備ごとの検査結果表、点検結果図及び関係写真を作成すること。

(イ) 改善を要する項目についての対策案及び必要となる概算費用の報告

イ 提出方法

A 4 版（A 4 サイズに折り込み可）で 2 部作成し、提出すること。

III 提出書類

受託者は、本業務の着手、完了にあたり次の書類を提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務完了届（業務完了時）

IV その他

1 自衛消防訓練への協力

発注者が消防訓練を実施する際に、受注者は消防設備に関する訓練の器具準備、取扱説明、発報等の協力を行うこと。

2 遵守事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずるとともに、発注者の施設を破損、または汚損しないように行うこと。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、個人情報の取扱について十分注意すること。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た内容等を他に漏らしてはならない。

3 協議

この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(別紙)

仙北地域振興局庁舎消防設備等一覧

項 目	数量	単位	備 考
自動火災報知設備			
受信機	1	式	P型1級 35回線
感知器			
差動式スポット型	76	箇所	
定温式スポット型	4	箇所	
光電式スポット型	7	箇所	煙感知器
音響装置	10	箇所	
発信器	10	箇所	
表示灯	18	個	P型1級 35回線
屋内消火栓設備	1	式	加圧送水装置、消火栓10箇所
非常電源	1	台	
消火器	1	式	粉末(蓄圧式)30本、水(蓄圧式)2本
救助袋	1	箇所	垂直式(3階)
誘導灯	2	灯	
配線	1	式	
防火設備			
制御盤	1	式	
音響装置	1	式	
感知器	18	箇所	光電式スポット型
防火扉			
片開き	9	枚	
両開き	1	枚	
防火シャッター	3	枚	